

仕 様 書

1 件 名 創業支援拠点開設に伴うカラー複合機及びモノクロ複合機の借入物件の選定

2 履行（設置）場所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

3 機器及び台数 カラー複合機 1台
モノクロ複合機 1台

4 納入期限 平成28年11月16日（水）

5 機能仕様

別紙「導入機器仕様書」による。

共通事項は下記のとおり。

- (1) Windows 2012R2 対応 RAW データプリンタードライバが提供されていること (EMF、PostScript ドライバのみは不可)。
- (2) Windows7 x86 対応 RAW データプリンタードライバが提供されていること (EMF、PostScript ドライバのみは不可)。
- (3) 上記プリンタドライバについて、最低限 OS の延長サポート終了日までのプリンタメーカーサポートが提供されること。

Windows2012R2 延長サポート終了日：2023 年 01 月 10 日

<https://support.microsoft.com/ja-jp/lifecycle?C2=14019>

Windows7 延長サポート終了日：2020 年 01 月 14 日

<https://support.microsoft.com/ja-jp/lifecycle?p1=17383>

- (4) 仮想化環境におけるプリンター使用についても実績があること。
- (5) VMware Horizon View などの VDI 環境におけるプリンター使用についても実績があること。
- (6) VDI 環境でのプリンターの使用について、以下の条件で印刷可能であり、エラーや警告メッセージが出ないこと。
 - ①印刷ポートはプリンタメーカー独自または指定印刷ポートの使用に制限されず印刷出力可能であること。
 - ②プリンターとプリンタードライバ間の双方向通信設定が OFF、または通信不可能な場合でも印刷出力可能であること。

6 保守

- (1) 保守並びに消耗品の供給

- ① 機器が故障した際は、訪問修理を行うこと。
- ② 必要に応じて、点検・調整を実施すること。
- ③ 修理や点検で部品交換が必要な場合は、これを提供すること。
- ④ 感光体及び必要な部品（トナー、カートリッジ、ドラム等）の供給、交換を行うこと

(2) 保守対応期間

平成28年11月16日から平成33年11月15日まで（5年間）の予定。

(3) 月間使用想定枚数

- ・カラー複合機 カラー：25,000枚／月、モノクロ：9,000枚／月
- ・モノクロ複合機 モノクロ：9,000枚／月

7 納品（搬入）・撤去時の注意

- (1) 使用可能な状態にまで設置・設定すること。また、必要に応じ、適切な操作方法を説明すること。

8 見積様式

(1) 機器見積り

カラー複合機及びモノクロ複合機の機器（設置費用含む）の内訳が分かる見積書。

(2) 保守見積り

カラー複合機及びモノクロ複合機の保守費用については、カウンター料金（カウンター単価×年間予定枚数（6（3）記載の月間予定枚数×60））や、保守基本料金等の内訳が分かる見積書。

*受託先については、機器及び保守費用総額で決定する。

*具体的な入札書類については指名通知の際に連絡する。

9 その他

- (1) 機種選定は競争入札で決定し、リースについては別途選定を行う。
- (2) 保守費用はリース料に含めない。

10 契約情報の公開

（公財）東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができます。

11 その他

- (1) 暴力団等排除に関する特約事項については別紙のとおりとする。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき及び仕様書に記載のない事項については、担当職員と協議の上、定めるものとする。

1 2 担 当 (公財) 東京都中小企業振興公社事業戦略部創業支援課 畠野・大木
101-0024 東京都千代田区神田和泉町一丁目 1 3 番地
(住友商事神田和泉町ビル 9 階)
直通電話 0 3 - 5 8 2 2 - 7 2 3 0

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。